

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年1月30日

株式会社NPT

代表取締役 原 健一郎

問合せ先：管理部 03-6455-7150

URL：https://neopt.jp/

証券コード：311A

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、当社の内部統制の継続的な強化を図り、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

なお、当社は、2026年1月29日開催の第7期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認決議されたことに伴い、取締役会の監督機能と監査機能の一体化を図り、役員体制の合理化およびガバナンスの実効性向上を目的として、監査役協議会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
谷 憲三郎	1,001,000	20.55
中村 祐輔	1,000,000	20.53
新日本製薬株式会社	543,500	11.15
TNP スレップ・オブ・ライト投資事業有限責任組合	534,000	10.96
土方 康基	440,000	9.03
株式会社龍角散	166,700	3.42
山田 英二郎	150,000	3.07
谷 洋子	121,000	2.48
谷 英典	120,800	2.48
原 健一郎	80,400	1.65

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	10月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主は存在しません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項 更新

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】 更新

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内 監査等委員である取締役3名以内
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員である取締役を除く。）1年 監査等委員である取締役2年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮島 篤	学者											
谷 憲三朗	学者											
柴田 聡	その他											

岩淵 貴史	公認会計士																			
-------	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮島 篤	—	—	—	<p>東京大学定量生命科学研究所特任教授であり、当社の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は当社との間に利害関係はありません。</p>
谷 憲三朗	—	—	—	<p>東京大学医科学研究所招聘講師であり、当社の分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、その専門的な経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。</p> <p>また、同氏は当社との間に利害関係はありません。</p>
柴田 聡	○	—	—	<p>以前監査法人及び税理士法人に勤務しており、また、一般企業における経営者としての長年の経験を有し、豊富な</p>

				<p>経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を当社経営体制の強化に活かして頂けるものと判断し、当社監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はありません。</p>
岩淵 貴史	○	—	—	<p>岩淵貴史氏は、公認会計士として、専門的な見識と財務及び会計に関する幅広い知識を有し、客観的な立場からの有益な監査を期待できることから、当社監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はありません。</p>

【監査等委員会】**更新**

委員の構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

<p>監査等委員会は、内部監査担当者との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。なお、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を求められた場合には、監査等委員会で協議し、組織、使用人の設置を行います。</p>

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>監査等委員会は、会計監査人より品質管理体制、監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、監査等委員は、必要に応じて、会計監査人と個別の課題について情報及び意見の交換を行っております。</p> <p>また、監査等委員会は、内部監査担当より監査計画、職務遂行状況及びその監査結果等について適宜及び定期的に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。</p>
--

さらに、監査等委員会は、定期的に会計監査人及び内部監査責任者を招聘して三様監査連絡会を開催しております。三様監査連絡会では、会計監査人、内部監査責任者より、それぞれの監査計画と職務の遂行状況並びにその結果について報告を受け、相互に情報及び意見の交換を実施し連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】 **更新**

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】 **更新**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプション制度を導入しております。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役, 社外取締役, 監査等委員, 執行役, 従業員, その他
-----------------	------------------------------------

該当項目に関する補足説明

上記付与者につきましては、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。
--

【取締役報酬関係】 **更新**

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社は、個別報酬の開示は行っておりませんが、監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本校において同じ）報酬につきましては、総額は
--

株主総会で決議された年間報酬限度額の範囲となっております。各取締役の報酬は、世間水準及び会社業績や、従業員給与とのバランスを考慮して取締役会において決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

取締役会の開催にあたっては、事務局である管理部が招集通知を事前に送付するとともに、議案の詳細について必要に応じて社外取締役に事前説明を行っております。

また、社外取締役が常時職務の執行に関わる文章その他の情報を閲覧できるとともに、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、重要な会議に出席し、又は付議事項の説明を受け関係資料を閲覧するとともに、必要あるときは意見を述べるができる体制を整えております。

社外取締役の連携窓口としては、取締役会事務局である管理部より担当を指名し、支援できる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

イ. 取締役会

当社の取締役会は取締役9名（うち社外取締役4名）により構成されており、原則として、月1回の定時取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営計画に関する事項をはじめ、開発計画、資金計画などの会社運営に関わる事項や会社法及び取締役会規程で定められた事項について決定を行います。

また、各執行役員からは業務の進捗や経営上の課題への取組みなどが報告され、取締役会では、この執行役員に対する職務執行を監督し、執行役員の選定や解職を行います。

なお、代表取締役兼執行役員 CEO、取締役兼執行役員 CFO、取締役兼執行役員 CAO は、取締役と兼務のため、業務執行を行わない常勤取締役1名がその監督を行います。

ロ. 執行役員

執行役員は、代表取締役兼執行役員 CEO をはじめ、各部門責任者として3名の執行役員（うち1名は代表取締役兼執行役員 CEO が兼務）がおります。執行役員は、各部門の業務執行組織への指示を行い、その業務執行組織からの報告を受けるとともに、職務権限規程に基づいて職務権限を執行します。

各執行役員は、不定期に必要なごとに会議を開催し、部門を横断する業務についての調整を図り、取締役会に報告すべき事項を、代表取締役兼執行役員 CEO に報告します。

ハ. 監査等委員会

監査等委員会は3名の取締役で構成され、その過半数は社外取締役であります。監査等委員会は、原則毎月1回開催し、取締役の業務執行を適正に監査しております。また、監査等委員は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ニ. 会計監査

当社は、佳生監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証

券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は、大塚貴史氏及び河野森氏であり、いずれも継続監査年数 7 年以内であります。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士 4 名、その他 1 名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は取締役会において、事業に精通した取締役が経営の基本方針や重要な業務の執行について各種法令や社内規程に則った意思決定を行う一方、監査等委員会において、客観的かつ独立した立場から取締役の職務執行を監査することにより、コーポレート・ガバナンス体制をより充実させることが可能であると考え、当該体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算は 10 月であり、株主総会を 1 月に開催しており、開催日が集中していないと考えております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項であると考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項であると考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項であると考えております。

2. IR に関する活動状況 **更新**

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイトに IR 情報ページを開設し、開示書類や決算情報、発行者情報を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部に設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しており、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項 **更新**

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<p>(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制</p> <p>①コンプライアンスに対する意識を持ち、法令、定款、社内規程等に則り業務を執行する。</p> <p>②諸規程を整備し、取締役及び使用人が常に目を通せる状態を確保する。</p> <p>③取締役会は、法令、諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。</p> <p>④反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。</p> <p>⑤当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。</p> <p>⑥代表取締役兼執行役員 CEO 直轄の内部監査担当を設け、各業務執行部門の業務執行及びコンプライアンスの状況 等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役兼執行役員 CEO に報告する。</p> <p>(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制</p> <p>①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。</p> <p>②取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査等委員会から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。</p> <p>(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制</p> <p>各業務執行役員は、その所管の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに取締役会に報告する。</p> <p>(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制</p> <p>取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。</p> <p>また、職務権限規程等により、職務執行の権限及び責任を明確化し、効率的な業務執行を図る。</p> <p>(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項</p> <p>監査等委員会が業務を補助すべき補助使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するため、補助使用人を設置する。</p> <p>監査等委員会は、補助使用人の権限、属する組織、人事評価、人事異動等に関する監査等委員会の同意権等の明確化を図り、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努める。</p>

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ①監査等委員の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当は内部監査の結果等を報告する。
- ②取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員に報告する。
- ③監査等委員へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査等委員は取締役会のほか、その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査等委員から要求のあった文書等は、随時提供する。
- ②監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

(8) 反社会的勢力排除に関する体制

「反社会的勢力対策規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の役職員に対し周知徹底する。

反社会的勢力による不当要求に対しては、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、組織的に毅然とした態度で対応し、不当な要求は拒否し、取引その他の関係を一切持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力の排除に向けた整備状況については、「反社会的勢力対策規程」を制定・周知することにより、反社会的勢力への対応ルールを明確にし、適切に対応できるよう整備しております。また、被害防止に向けた対策として、反社会的勢力の情報を集約したデータベース（RoboRobo）を活用し、反社会的勢力との関係の有無を調査するとともに、反社会的勢力等の排除に関する覚書を結ぶようにしています。

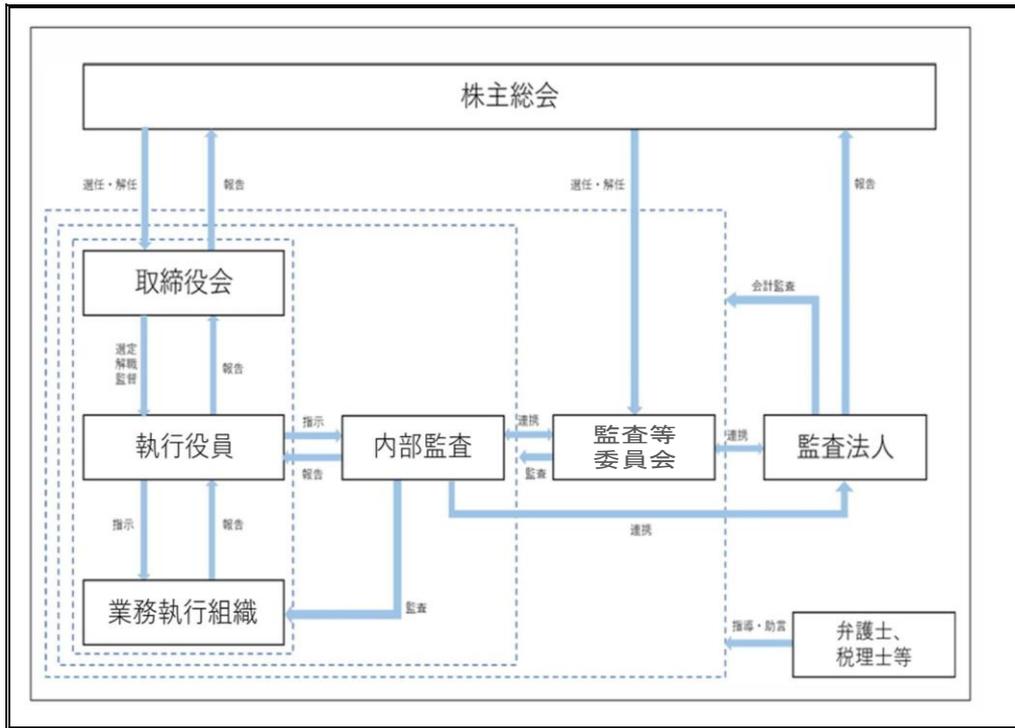
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

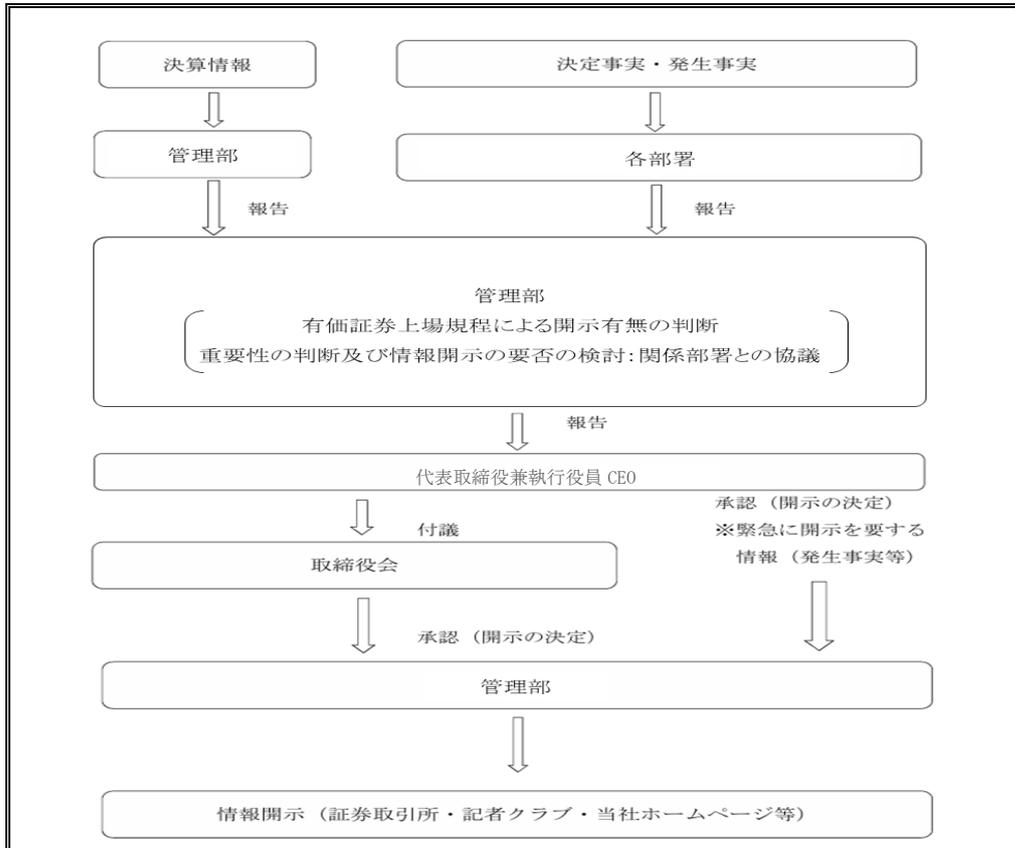
買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】 **更新**



【適時開示体制の概要（模式図）】 更新



以上